

教育訓練計画概要

株式会社ディレクターズカンパニー

1. 目的

派遣社員一人ひとりの経験・スキル・キャリアプランに応じた段階的且つ体系的な教育訓練を実施することで、職業生活において求められる幅広い能力を蓄積すると共に、「正社員化」や「直接雇用」を図り更なるキャリアアップを目指します。

2. 対象者

当社が雇用する全ての派遣社員を対象とします。

3. 教育実施内容

	新人層	ミドル層	ベテラン層
レベル	指示の下基本的な業務が実施できる	周囲との円滑な関係構築ができる 専門的な知識を有する 指示の下の確な問題解決を実施できる	専門的な知識を有し、後進への指導ができる 就業先・職種の変更に臨機応変に対応できる 適切な問題解決ができる
基礎知識研修 (入職時/8.0h×3日)	接客・販売の基礎 個人情報取扱について 商品知識研修	—	—
スキルアップ研修 ※6ヶ月に1回/8.0h	・ビジネスマナー基礎研修 ・商品知識研修 ・インシデント事例から学ぶ応対・処置研修 ・キャリアアップに関するヒアリング・意見交換	・商品知識研修(新商品や機能にクローズアップした研修及び他社商品との比較研修) ・接客・販売スキル向上に向けた取り組み・グループワーク ・リスクマネジメント研修 ・インシデント事例から学ぶ応対・処置研修 ・キャリアアップに関するヒアリング・意見交換	・商品知識研修(新商品や機能にクローズアップした研修及び他社商品との比較研修) ・事業方針に沿った案件拡大・戦略に関する意見交換・グループワーク ・リスクマネジメント研修 ・後進育成研修
職種転換時訓練	商品知識研修(職種転換時に実施)		
その他	・コンプライアンス研修 ・フォローアップ研修	・コンプライアンス研修 ・プライバシーマーク研修	

4. 実施時間

入職時の訓練も含めて、少なくとも雇用開始後3年間は毎年1回以上の教育訓練の機会を設け、その後のキャリアの節目等の一定の期間ごとにキャリアに応じた研修等を実施します。実施時間については、フルタイムで1年以上の雇用が見込まれる派遣社員一人当たり、少なくとも最初の3年間は毎年概ね8時間以上の教育訓練を実施します。

5. 実施方法

教育訓練は以下の方法で実施します。

- ・(株)ディレクターズカンパニー本社座学
- ・指定する施設・研修会場における座学・OJT
- ・派遣先の実施する座学

6. 研修時給与

当社が指定した研修については無償且つ有給で行います。

7. キャリアコンサルティング相談窓口

キャリアコンサルティング担当 TEL: 092-477-8820(受付時間 10:30-18:30)

以上

労働者派遣事業に関する情報公開について

株式会社ディレクターズカンパニー

前事業年度の労働者派遣の実績およびマージン率等は以下の通りです。

※対象期間:令和4年1月1日～令和4年12月31日

1.派遣労働者数 15人

2.派遣先事業所数 4社

3.教育訓練に関する事項

訓練内容	実施人数	方法	費用負担	賃金支給
入職時基礎的訓練	4	Off-JT・OJT	無償	有給
職能別訓練	11	Off-JT・OJT	無償	有給

※販売促進業務に特化した接客・販売研修・商品知識研修・スキルアップ研修や意見交換会に加え、ビジネスマナー・コンプライアンス研修、プライバシーマーク研修等、事業方針と労働者のキャリアプランに応じた教育・研修を実施しています。

4.派遣料金平均額 20,798円(1日8時間当たり換算額)

5.派遣労働者賃金平均額 13,211円(1日8時間当たり換算額)

6.マージン率 36.4%

(労働者派遣料金平均額から賃金の平均額を控除した額を当該労働者派遣料金の平均額で除して得た割合)

※マージン率には以下事項が含まれます。

法定福利費	事業主が負担すべき健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料 雇用保険料、労災保険料等 ※要件を満たす全ての従業員が加入
事業運営費	労働者の募集にかかる広告媒体宣伝費及び採用活動費、営業管理・事業運営にあたる労働者人件費、事業所賃借料、通信費・旅費交通費・派遣業務に係る派遣先の指定する実績及び勤怠報告システム利用料等諸経費・一般検診及び生活習慣病予防検診の受診費用等
有給休暇費用他	派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔等の特別休暇に充当する費用、賞与支払いに充当する費用等
営業利益	派遣料金から労働者賃金及び上記費用を差し引いた利益

7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められた事項

福利厚生等 社会保険、有給休暇、産前産後・育児・介護休暇、慶弔休暇、定期健康診断 等

8. 派遣労働者の待遇決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

・労使協定を締結している(有効期間の終期:令和6年3月31日)

・当該協定の対象となる派遣労働者の範囲:通信端末及びそれに付随する通信サービスの販売またはデータ
入力業務に従事する従業員

以上